

○高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程

令和5年4月1日

高知県警察本部告示第2号

高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程

高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知県条例第34号)の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年高知県規則第18号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成18年2月高知県警察本部告示第1号)は、廃止する。